

条項(省令)	内容	対応	適否
第4条	製造設備が定置式製造設備であって、火薬類の製作用業(不発弾等の解撤作業を除く。)を行う製造施設における法第7条第1号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。		
1号	製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を掲示し、製造所内は、危険区域を明瞭に定め、危険区域の周囲には、危険区域が明確に判別できるような措置を講じ、見やすい場所に警戒札を掲示すること。		適・否
2号	危険区域には、製造その他の作業上やむを得ない施設以外のものは設置しないこと。		適・否
3号	危険区域の境界が森林内に設けられた場合には、火災による延焼を防止するための措置を講ずること。		適・否
4号	危険工室(不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下この条、第5条及び第44条の2において同じ。)、火薬類一時置場(不発弾等一時置場を除く。以下この条、第5条及び第44条の2において同じ。)、日乾場、仕掛け準備場、星打ち場、星掛け場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場(以下「危険工室等」という。)は、製造所外の保安物件に対して、信号炎管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬に係るもの以外のものにあつては次の表(い)の、信号炎管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬に係るものにあつては同表(ろ)の保安距離(保安物件が専ら当該製造所の事業の用に供する施設である場合には、経済産業大臣が告示で定める保安距離)をとること。この場合において、これらの表の保安距離に対応する停滞量を超えて火薬類を存置する場合の保安距離は、次の算式により計算した距離とする。ただし、ニトロ基を三以上含むニトロ化合物又はペンタエリスリットetraナイトレートの硝化工室については、存置する数量にかかわらず、第一種保安物件又は第二種保安物件に対しては100m、第三種保安物件又は第四種保安物件に対しては50m、導火線若しくは電気導火線又は第1条の5第1号へ(2)に掲げるがん具煙火以外のがん具煙火のみの火薬類一時置場については、存置する数量にかかわらず、10mとする。(表、式省略)		適・否
4号の2	危険工室等は、製造所内の他の施設に対して経済産業大臣が告示で定める保安間隔をとること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造(経済産業大臣が告示で定める構造をいう。以下同じ。)の危険工室その他の危険工室等を経済産業大臣が告示で定める基準により互いに接続する場合には、この限りでない。		適・否
5号	ボイラー室及び煙突は、危険区域内に設けないこと。ただし、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突を除く。		適・否
5号の2	煙火の製造所にあつては、粉じん爆発の危険性が高いものとして経済産業大臣が告示で定める金属粉を貯蔵する原料薬品貯蔵所を危険区域内に設けないこと。		適・否
6号	爆発の危険のある工室(不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。)は、別棟とし、火炎に対して抵抗性を有する構造とし、かつ、爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造とする場合には、建築材料については、この限りでない。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
7号	信号炎管、信号火せん若しくは煙火の製造所又は火薬若しくは爆薬を製造する製造所であって、これを原料として信号炎管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの(以下「煙火等の製造所」と総称する。)以外の製造所にあつては、爆発の危険のある工室(火薬又は爆薬の停滞量(火工品にあつては、その原料をなす火薬又は爆薬の停滞量)が30kg以下の放爆式構造又は準放爆式構造の工室であつて、放爆面の方向に第31条の3に規定する防爆壁を設けているものを除く。)又は火薬類一時置場には、第31条に規定する土堤を設けること。ただし、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場であつてその構造が第27条の4第1項に規定する基準に比して同等以上であるもの又は導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第29条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつてはその土堤を省略し、放爆式構造若しくは準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤を省略することができる。		適・否
7号の2	煙火等の製造所にあつては、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場には、第31条に規定する土堤、第31条の2に規定する簡易土堤又は第31条の3に規定する防爆壁を設けること。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第29条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつてはその土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略し、放爆式構造又は準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、製造所外の保安物件に対する保安距離若しくは製造所内の他の施設に対する保安間隔が第4号の規定による保安距離若しくは第4号の2の規定による保安間隔の4倍以上の危険工室又は火薬類一時置場にあつては当該方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、当該保安距離若しくは保安間隔が2倍以上4倍未満の危険工室又は火薬類一時置場にあつては防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずることに代えることができる。		適・否
7号の3	危険工室及び火薬又は爆薬の停滞量(火工品にあつてはその原料をなす火薬又は爆薬の停滞量)が100kgを超える火薬類一時置場にあつては、第30条に規定する避雷装置を設けること。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第29条に規定する基準に比して同等以上であるもの並びに導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第29条に規定する基準に比して同等以上であるものについては、この限りでない。		適・否
8号	発火の危険のある工室(不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。)は、別棟とし、耐火性構造とすること。		適・否
9号	発火の危険のある工室と他の施設(発火の危険のある工室と連絡する渡り廊下のある施設並びに煙火等の製造所における発火の危険のある工室との保安距離が第4号に規定する保安距離の2倍未満である製造所外の保安物件及び発火の危険のある工室との保安間隔が第4号の2に規定する保安間隔の2倍未満である製造所内の施設をいう。)との間に防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。		適・否
9号の2	危険工室の発火の危険のある設備には、必要に応じて自動消火設備、消火器等の消火設備を設けること。		適・否
9号の3	無煙火薬を存置する火薬類一時置場(火工品の原料として使用する無煙火薬を存置する火薬類一時置場を除く。第26号の2において同じ。)には、当該無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置を講ずること。		適・否
10号	危険工室の付近には、貯水池、貯水槽、消火栓等の消火の設備を設けること。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
11号	危険工室の窓及び扉は、次のイから八までに定めるところによること。		
	イ 危険工室の窓及び出口の扉は、非常の際に容易に避難できる構造とすること。		適・否
	ロ 危険工室の窓及び扉に用いる金具は、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない材質のものとすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。		適・否
	ハ 危険工室の窓には、直射日光により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。		適・否
12号	危険工室の内面は、次のイから二までに定めるところによること。		
	イ 危険工室の内面には、内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置を講ずること。		適・否
	ロ 危険工室の内面には、飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置を講ずること。ただし、火薬類が飛散するおそれがないときは、この限りでない。		適・否
	ハ 危険工室の床面には、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、火薬類が床面にこぼれ若しくは落下するおそれがないとき又は火薬類が落下することにより爆発し若しくは発火するおそれがないときは、この限りでない。		適・否
	ニ 危険工室の床面には、鉄類を表さないこと。		適・否
13号	削除		
14号	危険工室内には、原動機及び温湿度調整装置を据付けないこと。ただし、火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがないときは、この限りでない。		適・否
15号	危険工室内に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、次のイから二までに定めるところによること。		
	イ 摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。		適・否
	ロ 振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。		適・否
	ハ 腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。		適・否
	ニ 火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。		適・否
16号	危険工室内に暖房設備を設ける場合は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離すること。		適・否
17号	危険工室内におけるパラフィン槽には、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。		適・否
18号	危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備には、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。		適・否
19号	危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部は、接地しておくこと。		適・否
20号	危険工室等には、内部又は外部の見やすい場所に、火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項を掲示すること。		適・否
21号	危険工室に面して設置された普通木造建築物には、耐火的措置を講ずること。		適・否
22号	火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備には、粉じんの飛散を防ぐための措置を講ずること。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
22号の2	硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備には、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。		適・否
22号の3	火薬類又はその原料を加圧する設備には、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。		適・否
22号の4	危険工室には、静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。		適・否
23号	工室には、可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置を設けること。ただし、これらのガスが発散するおそれがないときは、この限りでない。		適・否
23号の2	火薬類の乾燥を行う製造所においては、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火するおそれがあるときは、火薬類を乾燥する工室を設けること。ただし、導火線の製造所又は煙火等の製造所においては、日乾場をもってこれに代えることができる。		適・否
24号	火薬類を乾燥する工室内の加温装置には、乾燥中の火薬類が爆発し又は発火しないための措置を講ずること。		適・否
24号の2	日乾場の乾燥台には、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び火薬類への砂じん等の混入を防止するための措置を講ずること。		適・否
24号の3	日乾場は、その他の施設に対する距離が20m以下の場合には、その施設との間に、爆発の危険のある日乾場においては第31条の2に規定する簡易土堤(ただし、高さは2.5m以上)又は第31条の3に規定する防爆壁を設け、発火の危険のある日乾場においては防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。		適・否
24号の4	日乾場には、火薬類を放冷するための設備を設けること。ただし、日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がないときは、この限りでない。		適・否
24号の5	星打ち場又は星掛け場には、日光の直射を防ぐための措置を講ずること。		適・否
25号	爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場は、次のイからハまでに定めるところによること。		
イ	危険区域内に設けること。		適・否
ロ	第31条に規定する土堤若しくは第31条の3に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。		適・否
ハ	周囲の火災を防止するための措置を講ずること。		適・否
26号	火薬類又はその原料を運搬する容器は、できるだけ緻密軟質で当該火薬類又はその原料と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造とすること。		適・否
26号の2	火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器は、収納することができる当該無煙火薬の質量が80kg以下のものであり、かつ、材質はアルミニウム及び木材以外のものとする。ただし、当該容器の外側の一部に補強材として当該材質を用いる場合には、この限りでない。		適・否
27号	危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は、運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがないものであること。		適・否
28号	火薬類の運搬通路の路面及び勾配は、火薬類を安全に運搬できるものであること。		適・否

火薬類取締法施行規則関係例示基準(製造)

条項	内容	対応	適否
第4条			
1号	施行規則第4条第1項第1号に規定する危険区域が明確に判別できるような措置とは、次のいずれかの方法によるものとする。		
	1.境界線に柵、ロープ等を設置すること。 2.境界線上にラインを引くこと。		適・否 適・否
3号	施行規則第4条第1項第3号に規定する延焼を防止するための措置とは、危険区域に隣接する森林と危険区域の境界線との間に幅2m以上の防火のための空地を設けることとする。 ()森林から製造所に向けての火災、製造所から森林へ向けての火災を共に考慮する。		適・否
9号の3	施行規則第4条第1項第9号の3に規定する無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。		
	1.床面から1.5mの高さに防爆性能を有する構造の温湿度記録計を設置すること		適・否
	2.当該火薬類一時置場内の温度を40度以下に保ち、かつ、相対湿度を75%以下に保つこと。 3.当該火薬類一時置場に窓を設ける場合には、暗幕その他の遮光のための設備を設けること。		適・否 適・否
9号の3	施行規則第4条第1項第9号の3に規定する無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置とは、次に掲げる基準に適合するスプリンクラー設備を設けることとする。		
	1.スプリンクラーヘッドは、開放型スプリンクラーヘッドとし、当該火薬類一時置場の天井又は小屋裏で室内に面する部分に、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第13条の2第4項第1号ニ及びホに規定する技術上の基準に従い、かつ、当該天井又は小屋裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、1.7m以下となるように設けること。		適・否
	2.水源は、スプリンクラーヘッドの個数に1.6m ³ を乗じて得た量以上の量となるように設けること。この場合において、水源に連結する加圧送水装置(消防法施行規則第14条第1項第11号に規定するものをいう。)は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。ただし、水源の水位がポンプより低い位置にある加圧送水装置にあっては、消防法施行規則第12条第1項第3号の2の規定に従い、呼水装置を設けること。		適・否
	3.スプリンクラー設備は、スプリンクラーヘッドの個数を同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が0.1MPa以上で、かつ、放水量が80L毎分以上で放水することができる性能のものとする。		適・否
	4.スプリンクラー設備は、自動火災報知設備の感知器の作動又は火災感知用スプリンクラーヘッドの作動若しくは開放による圧力検知装置の作動と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁を起動することができるものとする。		適・否
	5.一斉開放弁の二次側配管の部分には、放水することなく当該弁の作動を試験するための装置を設けること。		適・否
	6.制御弁は、消防法施行規則第14条第1項第3号の規定により設けること。		適・否
	7.流水検知装置は、湿式のものとし、消防法施行規則第14条第1項第4号の4及び第4号の5の規定により設けること。		適・否
	8.非常電源は、消防法施行規則第12条第1項第4号の規定により設けること。		適・否
	9.操作回路の配線は、消防法施行規則第12条第1項第5号の規定に準じて設けること。		適・否
	10.配管は、消防法施行規則第12条第1項第6号の規定に準じて設けること。		適・否
11.貯水槽等には消防法施行規則第12条第1項第9号に規定する措置を講ずること。		適・否	

条項	内容	対応	適否
11号	施行規則第4条第1項第11号イに規定する非常の際に容易に避難できる構造とは、次の基準によるものとする。		
	1. 非常の際の避難に便利なように、できるだけ多くの窓及び出口を設けること。		適・否
	2. 出口の扉は外開きとすること。(積雪のため出口の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合は、この限りでない。)		適・否
	3. 窓の扉は外開きとすること。(非常の際の避難に便利なように2箇所以上の適切な数の出口を設けた場合、又は、積雪のため窓の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合は、この限りでない。)		適・否
11号	施行規則第4条第1項第11号ロに規定する摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない材質とは、直接鉄と摩擦する部分の材質を銅又は真鍮とすることとする。		適・否
11号	施行規則第4条第1項第11号ハに規定する危険工室の窓に施す火薬類の爆発又は発火を防止するための措置とは、直射日光を受ける部分の窓に不透明のものを使用する又は日射調整フィルムを貼ることとする。		適・否
12号	施行規則第4条第1項第12号ロに規定する危険工室の内面の飛散した火薬類の浸透又は侵入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置とは、内面は隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかであることとする。		適・否
12号	施行規則第4条第1項第12号ハに規定する危険工室の床面の火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。		適・否
	1. 床材は、鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料であること。 2. 電気雷管の製造所又は煙火等の製造所にあつては、1.に加え、床材として木板を使用することができる。		
15号	施行規則第4条第1項第15号イに規定する摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造とは、次の基準によるものとする。		
	1. 摩擦部は、作業上やむを得ない部分を除き、鉄と鉄との摩擦がないものが使用されていること。 2. すべての摩擦部には、十分に滑剤が塗布されていること。		適・否
16号	施行規則第4条第1項第16号に規定する暖房設備の火薬類の爆発又は発火を防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。		
	1. 危険工室内と完全に隔離した熱源で加熱された熱水又は水蒸気(ゲージ圧0.1MPa以下とする。)による放熱体を危険工室内に設置する。この場合、放熱体の熱面には、取り外しが可能で掃除ができる構造の適当な覆いを取り付けること。		適・否
	2. 危険工室内と完全に隔離した熱源で加熱された熱風を危険工室内に送り込む。この場合、吹き出し口の温度は摂氏50度以下とし、前面に不燃性板等を設置して熱粉じんの飛び込みを防止すること。		適・否
	3. 火薬類が飛散するおそれがない危険工室の場合はエアコンディショナを設置することができる。この場合、吹き出し口の温度は摂氏40度以下とし、室内機の電気配線は危険工室内に表さないこと。		適・否
17号	施行規則第4条第1項第17号に規定するパラフィン槽のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。		
	1. パラフィン槽内のいずれの部分も摂氏120度を超えないように、温度測定装置を備えた安全装置を設置すること。 2. パラフィンを外層の熱水により溶融させる方式の場合、自動給水器及び水が無くなったときの加熱遮断装置を備えること。		適・否
18号	施行規則第4条第1項第18号に規定する照明設備の漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。		
	1. 危険工室内又は一時置場内と完全に隔離した電灯及び電気配線とする。 2. 危険工室内又は一時置場内に設ける場合は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護装置を設けた電灯及び電気配線とする。		適・否
21号	施行規則第4条第1項第21号に規定する普通木造建築物の耐火的措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。		
	1. 木板が露出している箇所に防火塗料を塗布すること。		適・否
	2. 木板が露出している箇所を金属板等の不燃性物質で覆うこと。		適・否
	3. 危険工室との間に防火壁を設置すること。		適・否

条項	内容	対応	適否
22号の2	施行規則第4条第1項第22号の2に規定する火薬類の過熱による爆発又は発火を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。		
	1. 設備の温度変化を適切に測定できる温度測定装置を設置すること。		適・否
22号の3	2. 設備の温度変化により火薬類が爆発し又は発火するおそれがあるときは、一定の温度を超えたときに熱源へのエネルギー供給を遮断するための措置を講ずること。		適・否
	施行規則第4条第1項第22号の3に規定する火薬類を過度に加圧することを防ぐための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。		
22号の4	1. 設備に、規定以上の圧力になれば自動的に減圧する安全装置を設けること。		適・否
	2. 規定以上の圧力にはならない機構をもつ設備であること。		適・否
22号の4	施行規則第4条第1項第22号の4に規定する静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。		
	1. 身体に帯電した静電気を除去するための設備を当該工室の入口に設けること。		適・否
	2. 設備、装置、器具等は必要に応じて導電性のものを使用し、それらを接地すること。		適・否
	3. 床及び作業台には、金属板、導電性マット(シート)等を敷設するか、導電性塗料を塗布する等の措置を講じ、かつ、それらを接地すること。		適・否
	4. 雷薬又は薄剤の配合又は填薬を行う危険工室の床及び作業台には、導電性マット(シート)を敷設し、かつ、接地すること。		適・否
() 静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置については、本基準の他に、施行規則第5条第1項第34号の基準についても留意すること。		適・否	
24号	施行規則第4条第1項第24号に規定する乾燥中の火薬類が爆発し又は発火しないための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。		
	1. 加温装置を乾燥中の火薬類と隔離して設置すること。		適・否
24号の2	2. 温水加温装置を用いて、その設定温度が乾燥温度とほぼ同一となるようにすること。		適・否
	施行規則第4条第1項第24号の2に規定する火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び火薬類への砂じん等の混入を防止するための措置とは、乾燥台の高さを60cm程度とすることとする。		適・否
25号	施行規則第4条第1項第25号八に規定する周囲の火災を防止するための措置とは、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場の周囲の樹木、雑草等を伐採しておくこと又は周囲の樹木、雑草等に散水しておくこととする。		適・否

条項	内容	対応	適否
27号	施行規則第4条第1項第27号に規定する運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない運搬車とは、次のいずれかの基準に適合するものとする。		
	1. 手押し車であつて、運搬する火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造のもの。		適・否
	2. 蓄電池車であつて、次の基準によるもの。		適・否
	イ 運搬する火薬類に摩擦及び衝動を与えないように、荷台又は荷台と車軸との間には適当な緩衝装置を備えること。		適・否
	ロ 蓄電池は、使用電圧が80V以下に保たれていること。		適・否
	ハ 電気設備は、振動によって緩まないように固定され、適当な覆いがされていること。		適・否
	ニ 電気配線は、配線相互間及び配線と車体間の絶縁が十分に保たれて定着されていること。		適・否
	ホ 電気系統の短絡等による火花や火炎の発生がないよう常に点検及び整備がされていること。		適・否
	ヘ 消火器が備えられていること。ただし、車両の構造上消火器を備えることができない場合であつて、走行範囲の付近に直ちに使用できる消火器が備えられているときは、この限りでない。		適・否
	3. ディーゼル車又はガソリン車であつて、次の基準によるもの。		
	イ 電気設備は、振動によって緩まないように固定され、適当な覆いがされていること。		適・否
	ロ 電気配線は、配線相互間及び配線と車体間の絶縁が十分に保たれて定着されていること。		適・否
	ハ 排気管及び消音器は、継目その他から排気の漏れがなく、運搬する火薬類その他周囲の火薬類からの距離が20cm未満の部分には適当な防熱措置が講じられていること。		適・否
	ニ 排気管は、運搬する火薬類その他周囲の火薬類に影響を与えない位置において開口していること。		適・否
	ホ 燃料やオイル漏れ、電気系統の短絡等による火花や火炎の発生がないよう常に点検及び整備がされていること。		適・否
	ヘ 消火器が備えられていること。ただし、車両の構造上消火器を備えることができない場合であつて、走行範囲の付近に直ちに使用できる消火器が備えられているときは、この限りでない。		適・否
28号	施行規則第4条第1項第28号に規定する安全に運搬できる運搬通路とは、路面は平坦であり、地形上その他やむを得ない場合のほかは、勾配は50分の1以下とすることとする。		適・否

昭和49年通商産業省告示第58号(火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目)

条項	内容	対応	適否
第1条	この告示において使用する用語は、火薬類取締法施行規則(以下「規則」という。)において使用する用語の例による。		
第2条	規則第4条第1項第4号の保安物件がもつばら当該製造所の事業の用に供する施設である場合において、危険工室等からその施設に対してとるべき保安距離は、次の各号に掲げる距離とする。		
1号	当該施設が守衛又は管理人の詰所その他当該製造所を警戒するために設けられた家屋である場合には、規則第4条第1項第4号に規定する当該危険工室等に係る第三種保安物件に対する保安距離の四分の一の距離(その距離が同号の表に掲げる当該危険工室等の区分に係る最少の停滞量に係る同号に規定する第三種保安物件に対する保安距離の二分の一の距離に満たない場合は、当該二分の一の距離)		適・否
2号	当該施設が前号に掲げるもの以外のものである場合には、保安物件の種類に応じて規則第4条第1項第4号に規定する当該危険工室等に係る保安距離の二分の一の距離(その距離が保安物件の種類に応じて同号の表に掲げる当該危険工室等の区分に係る最少の停滞量に係る同号に規定する保安距離に満たない場合は、当該保安距離)		適・否
第3条	規則第4条第1項第4号の2の保安間隔は、次の各号に掲げる距離とする。		
1号	危険工室等に対しては、別表の保安間隔の項に掲げる距離		適・否
2号	危険区域外にある施設(次号及び第4号に掲げる施設を除く。)に対しては、前号に規定する距離		適・否
3号	煙火等の製造所以外の製造所の危険区域外にある施設であって、火薬類の製造作業に直接関係のないもの(次号に掲げるものを除く。)に対しては、規則第4条第1項第4号に規定する当該危険工室等に係る第三種保安物件に対する保安距離に相当する距離(当該施設が第一種保安物件に該当するものであるときは、第一種保安物件に対する保安距離に相当する距離)		適・否
4号	煙火等の製造所以外の製造所の危険区域外にある現場事務所以外の事務所、試験研究施設、食堂(従業員の用に供するものに限る。)及び駐車場に対しては、規則第4条第1項第4号に規定する当該危険工室等に係る第三種保安物件に対する保安距離の二分の一に相当する距離		適・否
5号	前各号に掲げる施設以外の施設に対しては、必要に応じて適当な距離		適・否
第4条	規則第4条第1項第4号の2ただし書の放爆式構造及び準放爆式構造の基準は、次条から第7条までに定めるとおりとする。		
第5条	放爆式構造の構造基準は、次の各号に定めるとおりとする。		
1号	放爆面にできるだけ大きい出入口及び窓を設け、放爆面は、爆発又は発火の際抵抗が少なく、かつ、可燃性の部分には防火塗料を塗布する等火焰に対して抵抗性を有する構造とすること。		適・否
2号	放爆面以外の三方の壁は、第7条第1項第1号に規定する危険工室(停滞量が10kg以下の爆薬の危険工室を除く。)にあつては厚さ50cm以上の鉄筋コンクリート造の構造とし、その他の危険工室にあつては次の表の上欄に掲げる危険工室の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造とすること。(表省略)		適・否
3号	屋根は、第7条第1項第1号に規定する危険工室(停滞量が10kg以下の爆薬の危険工室を除く。)にあつては放爆方向に上向きに傾斜し、かつ、その基部において厚さ50cm以上の、その先端において厚さ35cm以上の鉄筋コンクリート造の構造とし、その他の危険工室にあつては放爆方向に下向きに傾斜し、爆発又は発火の際抵抗が少なく、かつ、可燃性の部分には防火塗料を塗布する等火焰に対して抵抗性を有する構造とすること。		適・否
第6条	準放爆式構造の構造基準は、次の各号に定めるとおりとする。		
1号	放爆面にできるだけ大きい窓を設け、放爆面は、爆発又は発火の際抵抗が少なく、かつ、可燃性の部分には防火塗料を塗布する等火焰に対して抵抗性を有する構造とすること。		適・否
2号	放爆面以外の三方の壁は、次の表の上欄に掲げる危険工室の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造とすること。(表省略)		適・否
3号	屋根は、放爆方向に下向きに傾斜し、爆発又は発火の際抵抗が少なく、かつ、可燃性の部分には防火塗料を塗布する等火焰に対して抵抗性を有する構造とすること。		適・否
4号	出入口は、放爆面以外の壁に設け、その幅は、1.5mを超えないこと。		適・否

条項	内容	対応	適否
2項	煙火等の爆発の危険のある工室については、前項の規定にかかわらず、L字型の準放爆式構造とすることができる。この場合においては、次の各号に定めるところによらなければならない。		
	1号 放爆面にできるだけ大きい出入口及び窓を設け、放爆面は、爆発の際抵抗が少なく、かつ、可燃性の部分には防火塗料を塗布する等火焰に対して抵抗性を有する構造とすること。		適・否
	2号 放爆面以外の二方の壁は、次の表の上欄に掲げる危険工室の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造とすること。(表省略)		適・否
	3号 屋根は、少なくとも一方の放爆方向に下向きに傾斜し、爆発の際抵抗が少なく、かつ、可燃性の部分には防火塗料を塗布する等火焰に対して抵抗性を有する構造とすること。		適・否
第7条	放爆式構造とすることができる工室は、次の各号に掲げる危険工室とする。		
1号	停滞量が100kg以下の爆薬(起爆薬及び亜塩素酸ナトリウムを主とする爆薬を除く。)の危険工室		適・否
2号	停滞量が15kg(水分を15%以上含んでいる場合には、30kg)以下の起爆薬(アジ化鉛を除く。)の危険工室		適・否
3号	停滞量が5kg以下のアジ化鉛の危険工室		適・否
4号	停滞量が15kg以下の亜塩素酸ナトリウムを主とする爆薬の危険工室		適・否
5号	停滞量が600kg以下の火薬(黒色火薬を除く。)の危険工室		適・否
6号	停滞量が500kg以下の黒色火薬の危険工室		適・否
7号	停滞量が600kg以下のロケットの危険工室		適・否
8号	工業雷管の危険工室		適・否
9号	電気雷管の危険工室		適・否
10号	電気導火線の危険工室		適・否
11号	銃用雷管の危険工室		適・否
12号	信号雷管の危険工室		適・否
13号	導火線の危険工室		適・否
14号	導爆線の危険工室		適・否
15号	実包又は空包の危険工室		適・否
16号	火管の危険工室		適・否
17号	信管の危険工室		適・否
18号	停滞量が300kg以下のコンクリート破碎器の危険工室		適・否
19号	停滞量が60kg以下の煙火等の危険工室		適・否
20号	停滞量が20kg以下の火薬又は爆薬を使用した火工品(第6号から前号までに掲げるものを除く。)の危険工室		適・否
2項	準放爆式構造とすることができる工室は、次の各号に掲げる危険工室とする。		
1号	前項第2号から第4号及び第8号から第20号までに掲げる危険工室		適・否
2号	停滞量が10kg以下の爆薬(起爆薬及び亜塩素酸ナトリウムを主とする爆薬を除く。)の危険工室		適・否
第8条	規則第4条第1項第4号の2ただし書の危険工室等の接続の基準は、次条から第11条までに定めるとおりとする。		

条項	内容	対応	適否
第9条	危険工室等を接続することができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。		
1号	両方の危険工室が放爆式構造である場合		適・否
2号	両方の危険工室が準放爆式構造である場合		適・否
3号	前二号に掲げる場合のほか、両方の危険工室等が次のイからナまでの一のみに該当する場合		
イ	カーリットその他過塩素酸塩を主とする爆薬の危険工室(混和工程の作業を行う危険工室にあつては、停滞量が300kg以下のものに限る。)		適・否
ロ	ニトログリセリン、ニトログリコール及び過塩素酸塩を含有せず、かつ、ニトロ化合物が10%以下である硝安爆薬その他硝酸塩を主とする爆薬の危険工室		適・否
ハ	起爆薬の危険工室		適・否
ニ	停滞量が300kg以下のダイナマイトその他硝酸エステルを主とする爆薬の危険工室		適・否
ホ	ニトロ基を三以上含むニトロ化合物及びこれらを主とする爆薬の危険工室(溶融工程、混和工程又は乾燥工程の作業を行う危険工室を除く。)		適・否
ヘ	停滞量が600kg以下のペンタエリスリットテトラナイトレート		適・否
ト	亜塩素酸ナトリウムを主とする爆薬の危険工室		適・否
チ	停滞量が600kg以下の黒色火薬の危険工室(圧磨工程の作業を行う危険工室を除く。)		適・否
リ	火薬(黒色火薬を除く。)の危険工室(停滞量が、無煙火薬その他硝酸エステルを主とする火薬の乾燥工程又は静置工程の作業を行う危険工室にあつては6トン以下、その他の危険工室にあつては2トン以下のものに限る。)		適・否
ヌ	ロケットの推進の用に供せられる無煙火薬その他硝酸エステルを主とする火薬、硝酸塩を主とする火薬又は過塩素酸塩を主とする火薬の仕上工程の作業を行う危険工室(停滞量が10トン以下のものに限る。)		適・否
ル	工業雷管、電気雷管又は電気導火線の危険工室(添装薬製造工程の作業を行う危険工室及び停滞量が30,000個以上の包装収かん工程の作業を行う危険工室を除く。)		適・否
ヲ	銃用雷管の危険工室		適・否
ワ	信号雷管の危険工室		適・否
カ	実包又は空包の危険工室		適・否
コ	火管又は信管の危険工室		適・否
ク	導爆線の危険工室		適・否
ケ	導火線の危険工室		適・否
ソ	弾薬又は特殊弾の危険工室(停滞量が、仕上工程の作業を行う危険工室にあつては600kg以下、その他の危険工室にあつては300kg以下のものに限る。)		適・否
ツ	停滞量が300kg以下のコンクリート破砕器又はこれに使用する原料用火薬の危険工室		適・否
ネ	煙火等の危険工室(乾燥工程の作業を行う危険工室を除く。)		適・否
ナ	煙火等の日乾場又は乾燥工程の作業を行う危険工室		適・否
第10条	二以上の危険工室を接続する場合には、できるだけそれぞれの危険工室の短辺が接続面となるように接続しなければならない。		適・否
2項	前条第1号に規定する場合には、三棟以上接続してはならない。ただし、接続するすべての放爆式構造の危険工室における火薬類の製造がもっぱら機械によって行われ、当該機械の運転中に当該接続するすべての放爆式構造の危険工室内に作業者が立ち入らない場合には、この限りでない。		適・否
第11条	危険工室等を接続する場合には、接続面に隔壁を設けなければならない。ただし、第9条第1号又は第2号に規定する場合には、接続面の壁を隔壁とみなすことができる。		適・否
2項	第9条第1号に規定する場合には、隔壁は、危険工室の放爆方向に1m以上張り出し、その頂辺は、危険工室の屋根の表面(屋根の張り出し部分にあつては、屋根の表面を延長した面)から50cm以上高くしなければならない。ただし、接続される両方の危険工室が起爆薬又は亜塩素酸ナトリウムを主とする爆薬の危険工室である場合には、この限りでない。		適・否

条項	内容	対応	適否
3項	第9条第2号に規定する場合であつて、導火線の危険工室又は煙火等の危険工室を接続する場合には、隔壁は、危険工室の放爆方向に50cm以上張り出し、その頂辺は、危険工室の屋根の表面(屋根の張り出し部分にあつては、屋根の表面を延長した面)から50cm以上高くし、両方の危険工室(L字型の準放爆式構造の危険工室を除く。)の出入口が隔壁の隣辺にあるときは、出入口がある辺と前面の壁とが一体となつて連続し、かつ、その開口部が相互に向き合うことがないような袖壁を設けなければならない。		適・否
4項	第9条第3号に規定する場合には、隔壁は、次の各号に定めるところによらなければならない。		
1号	隔壁は、次の表の上欄に掲げる危険工室等の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造とすること。この場合において、同表の上欄に掲げる危険工室等の区分において異なった区分に属する危険工室等を接続するときは、それぞれの危険工室等の区分に係る同表の下欄に掲げる隔壁の構造の両方を満たす構造としなければならない。(表省略)		適・否
2号	隔壁の基礎は、爆発又は発火の際転倒しないよう堅固であること。		適・否
3号	隔壁は、両側に1m以上張り出し、その頂辺は、危険工室の屋根の表面(屋根の張り出し部分にあつては、屋根の表面を延長した面)から50cm以上高くすること。		適・否
第12条	規則第5条第1項第3号の人数の範囲は、別表の定員の範囲の項に掲げる人数とする。		適・否
第13条	規則第5条第1項第9号の数量の範囲は、別表の停滞量の範囲の項及び同時に存置することができる火薬類の原料の最大数量の範囲の項に掲げる数量とする。		適・否